

事務事業の概要

事務事業名	農業振興事務経費	担当課	産業振興部農林振興課																																																
対 象	農林政策に係る関係機関	事業期間																																																	
目 的	関係機関との連携や情報収集・提供によって、円滑な事業推進を図る																																																		
根拠法令等	産業振興部関係補助金等交付要綱																																																		
内 容	各関係機関・団体の活動を助成することにより、持続的な組織の育成を図り、特色ある地域農林業の確立に努めました。																																																		
事業に要した 主な経費 など	<table><tr><th>経費</th><th>金額</th><th>摘要</th><th></th></tr><tr><td>使用料及び賃借料</td><td>72,000円</td><td>寺田地区共同農機具保管庫用敷地賃貸借料</td><td>円</td></tr><tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td>323,500円</td><td>伊賀ふるさと農業振興協議会負担金</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>202,000円</td><td>伊賀農業改良普及事業協議会負担金</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>70,000円</td><td>伊賀園芸振興協議会負担金</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>66,000円</td><td>青蓮寺開発地域営農対策協議会経費分担金</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>60,000円</td><td>青空ネット伊賀（青空市推進協議会）支援事業補助金</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>45,000円</td><td>全国山村振興連盟会費 40,000円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>円</td><td>同 三重県支部会費 5,000円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>計</td><td>838,500円</td><td></td><td>円</td></tr></table>			経費	金額	摘要		使用料及び賃借料	72,000円	寺田地区共同農機具保管庫用敷地賃貸借料	円	負担金、補助及び交付金	323,500円	伊賀ふるさと農業振興協議会負担金	円		202,000円	伊賀農業改良普及事業協議会負担金	円		70,000円	伊賀園芸振興協議会負担金	円		66,000円	青蓮寺開発地域営農対策協議会経費分担金	円		60,000円	青空ネット伊賀（青空市推進協議会）支援事業補助金	円		45,000円	全国山村振興連盟会費 40,000円	円		円	同 三重県支部会費 5,000円	円		円		円		円		円	計	838,500円		円
経費	金額	摘要																																																	
使用料及び賃借料	72,000円	寺田地区共同農機具保管庫用敷地賃貸借料	円																																																
負担金、補助及び交付金	323,500円	伊賀ふるさと農業振興協議会負担金	円																																																
	202,000円	伊賀農業改良普及事業協議会負担金	円																																																
	70,000円	伊賀園芸振興協議会負担金	円																																																
	66,000円	青蓮寺開発地域営農対策協議会経費分担金	円																																																
	60,000円	青空ネット伊賀（青空市推進協議会）支援事業補助金	円																																																
	45,000円	全国山村振興連盟会費 40,000円	円																																																
	円	同 三重県支部会費 5,000円	円																																																
	円		円																																																
	円		円																																																
計	838,500円		円																																																

補助金等詳細

全体コスト（千円）	直接事業費	項目	R2年度決算	R3年度当初予算	R3年度決算	R4年度当初予算	特記事項記入欄（積算基礎、特定財源の名称等）
		国県支出金	0	0	0		
		地方債	11,600	0	0		
		その他	1,384	0	0		
		一般財源	2,070	1,007	839		
		合計(A)	15,054	1,007	839	0	
	人件費	正規職員	業務量 0.04 人	0.16 人	0.16 人	0.16 人	
		人件費	313	1,243	1,243	1,238	
		再任用職員	業務量 0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
		人件費	0	0	0	0	
		会計年度任用職員	業務量 0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
		人件費	0	0	0	0	
		小計(B)	313	1,243	1,243	1,238	
		合計(A+B)	15,367	2,250	2,082	1,238	
	市民1人当たりのコスト(円)		170	26	24	15	

指標名		指標の説明	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指標	認定農業者協議会の研修会等の開催回数	認定農業者協議会の会議や研修会等の回数を成果指標とする。	回	目標	7	8	9	10
				実績	5			
	指標化できない成果	0		達成	50%			

方向	継続	課題	各団体が掲げている課題や目標を再認識する必要があります。
	改善案		交付や助成を行う各関係団体の役割を明確にし、それぞれの団体の運営管理の認識を強化します。 また、引続き研修会等を開催して、各関係団体の育成を図ります。

補助事業名	認定農業者協議会活動助成金					施策No.	3－2－1		
交付の目的	認定農業者相互の連携と効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。								
交付先・交付要件	伊賀市認定農業者協議会会長								
事業内容	伊賀市認定農業者団体の運営・活動に要する経費								
根拠法令等	産業振興部関係補助金等交付要綱								
事業開始年度	平成19年度					契約・債務負担	無		
財源・率	－					上乗せ・範囲拡大	無		
補助実績等 (千円)	H26	168	H27	168	H28	168	H29	168	
	H30	168	R1	168	R2	168	R3	0	
目的の達成状況 (何が、どうなれば達成か)	地域の中心的な担い手となる農業者が、研修会等の開催により経営改善や技術の向上を図る。								
補助対象経費	研修会場借上料、研修会バス借上料、全国農業担い手サミット参加負担金								
補助金額・補助率 の算出根拠	活動内容に対する補助		類似制度、同一団体 への重複補助の有無		無		終期設定の有無		無
性質別分類	1. 団体運営補助		「団体運営補助」である 場合の事業費補助 への移行策		補助は団体への支援であるという観点から、原則として補助率は補助対象経費の ／2以下とする。				1

●見直し目標の設定及び経過措置（指針「4 見直しの方向性と経過措置」参照）

今後の方向性		整理・統合	その理由	精力的に農業経営を行い、地域農業の担い手である協議会構成員(認定農業者)に事務局業務を一任するのは困難であると考えるが、今後も事務局を移管できる団体等を探すなどして整理を図るよう努める。	
見直し事項	具体的な内容(いつまでに、事項を、どうする)				
	補助制度	認定農業者の経営改善や技術の向上を目的とした事業活動に対して支援を行う。		対象と金額	農業技術の向上や経営改善につなげることを目的として行う先進地視察研修及び各地のトップ農業経営者と知り合い、直接情報交換出来る場である全国農業担い手サミットへの参加費補助

●補助金等の評価（指針「5 その他の取り組み」参照） ※実績確定後、年度ごとに記入

	評価結果	立入調査その他監督の実施状況	改善点・今後の予定・見直しの実施状況
平成30	担い手サミット他視察研修や、農業制度の研修会などの活動を通し、ベテランと若手農業者等農業者間の連携を図り、地域農業の担い手育成、更に地域農業の発展に寄与した。	総会において会員の中から監事を2名選任し、協議会の事務執行状況と会計の内部監査を実施している。	研修や総会等の機会を通じて認定農業者同士の情報交換が活発に行われており、農業者のスキルアップも図られていることから、今後も補助金の交付を継続する。
令和元年	担い手サミット他視察研修や、農業制度の研修会などの活動を通し、ベテランと若手農業者等農業者間の連携を図り、地域農業の担い手育成、更に地域農業の発展に寄与した。	総会において会員の中から監事を2名選任し、協議会の事務執行状況と会計の内部監査を実施している。	研修や総会等の機会を通じて認定農業者同士の情報交換が活発に行われており、農業者のスキルアップも図られていることから、今後も補助金の交付を継続する。
令和2年	コロナウイルスにより視察研修などの活動が制限されていたため、会員自らの思いを冊子にすることにより、思いを形にすることにした。それによりベテランと若手農業者等農業者間の連携を図り、地域農業の担い手育成、更に地域農業の発展に寄与した。	総会において会員の中から監事を2名選任し、協議会の事務執行状況と会計の内部監査を実施している。	研修や総会等の機会を通じて認定農業者同士の情報交換が活発に行われており、農業者のスキルアップも図られていることから、今後も補助金の交付を継続する。
令和3年	コロナウイルス感染症防止のため、理事会以外の全ての活動ができなかったため、補助金は全額返戻した。来年度はいままで通りに担い手サミット他視察研修などを行い、会員相互の交流を持てるように活動を行いたい。	総会において会員の中から監事を2名選任し、協議会の事務執行状況と会計の内部監査を実施している。	研修や総会等の機会を通じて認定農業者同士の情報交換が活発に行われており、農業者のスキルアップも図られていることから、今後も補助金の交付を継続する。

●補助金等の見直し基準における基本的事項の再チェック（指針「3 見直し対象と基準」参照）

区分	項目	チェック	備考
公益性	「公益上必要である」ことが客観的に認められるものである。	○	
	事業活動の目的・視点・内容などが経済情勢に合致している。	○	
必要性・効果	市民の福祉向上及び利益の増進に効果が認められる。	○	
	市が補助すべき事業・活動であり、施策の推進に有効である。	○	
	補助金の額や補助率に対して、費用対効果が適切である。	○	
公平性	地域間で補助対象、補助基準、支出科目にばらつきはない。	○	
	同一分野のなかで、特定団体（地域）を対象とした補助金ではない。	○	
団体の自立性	毎年同内容の事業に対して、3年以上補助を受けていない。	○	
	自主財源の確保など、自らの努力で団体運営を行う姿勢がある。	○	

見直しの視点	質問/所属回答						専門家チームからのアドバイス・考え方
	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	専門家チーム	所属	内容
法的根拠	団体とは？また何に補助しているのか？ 農業のうちどの様な分野？ 会員は固定的でない？	市の認定農業者が登録している団体。効率的かつ安定的な農業運営を目的として活動している団体。団体は約100名登録がある。 米だけでなく、季節農家、畜産農家と多種多様である。 また、会員が固定されていることもない。		セルの塗りつぶし内容について ・・・全庁的な指摘事項（個別の意見聴取せずに全庁で取り組むべき内容） ・・・個別の指摘事項として、下で「対応方針」を確認する内容			要綱がきちんと整備されておらず、何に補助するのかというのが示されていないことは、この補助金だけでなく全庁で問題となっている。要綱を適切に定めるべき。
	法律でこの団体を補助する必要がある？	補助の義務は無い。					視察することが目的に繋がっているように見えない。目的と手段の関連性が見えない。
	補助の内容などは内規であるのか？	協議会の規約で研修の参加などはきまっているが、研修に補助するというような内規や額の定めはない。					根拠法令は大元となっているもの、直接的ではなくとも関連するものを記載すべき。
	どのような経費に補助しているのか？	視察研修経費、知識向上の活動に対してである。					
積算根拠	積算根拠は？	全体的な経費に対して半分くらいの補助というような形になっていて、具体的な補助事業に対する決めはない。					何に対して補助をするのか、1/2出すということではなく、また、団体運営補助ではなく事業費補助にしてほしい。予算に定める額は改めるべき。
終期設定							終期は3年ごとくらいで設定して欲しい。3年で必ず終わるということではなく、その都度検証して見直すべき。
自己負担・決算内容	この団体に他の補助金は支出されていないのか？	ない。	余剰金は全て返還されていて、会費はそのまま取っている、これが望ましい。	分かった。	認定農業者ということは、そもそも意識の高い農業者であるので、旅費の補助がなくとも必要であれば自ら視察を行うのではないか。	そのとおりだと思う。	額も小さいので、この金額がないと回らないような団体には思えない。自立できるのではないか精査が必要。
公益性			サミット旅費などに使われていたり、先進農家への視察が内容かと思うが、活動内容は以前から同じような内容か？	特にやり方を変えたりしていない。			視察する事が認定農業者相互の連携、効率的な農業に繋がっているのか分かりにくいので、どういった成果に繋がったのかの報告書の提出が必要。
公平性・透明性							視察旅行が慰安旅行にならないようにきちんと成果を意識した内容とするべき。
							視察に対して補助金を出すのであれば、誰がどんな内容の研修をどれだけ受けたのか旅行行程等を把握しておく必要がある。これを作らないと補助金を出さない運用にし、エビデンスを残すべき。税制上も交際費になるのだから、是非残すように指示するべき。
行政関与の必要性					認定農業者の計画終了後のモニタリングは？	モニタリングまではしていないが、終了時に案内を出したうえで聞取りはしている。	計画を出してまで税の優遇や金利の面で優遇があるため、認定農業者という意識が高い人が集まっている。こういった人たちは補助金がなくても自立して活動していけるのではないかと精査が必要。
							事務局が伊賀市で担っているのであれば、職員の人件費のことも認識をするべき。
補助の効果（成果指標）	認定農業者がどうなれば良い成果と言える補助金なのか？	若い農業者の育成に繋がれば成果かと思う。					認定農業者が研修を受けての効果を記載しなければならない。成果指標は活動指標ではなく成果指標にする必要がある。参加が1/2で最終目標が全員参加の200なのであればそういった指標にするべき。
	ならば、新しい農業者がどれだけ増えたかを指標にすればいい。認定農業者数の最終目標は？	認定農業者は200名ほどで、賛同しているのは半分であるため、全ての方に入っていただきたい。					5年の更新の際に、目標としていた成果との乖離が成果指標になるのではないかと。
今後の方向性							補助金は団体の財源だけでは賄えないものに対して交付すべき。繰越財源があって、今年度会員からの徴収がないのであれば補助金を交付すべきではない。考え方を改めるべき。
							事務局や通帳を市が持つというのは問題。原則止めるようにしていただきたい。これができないなら補助金を交付する団体ではない。
							そもそも別の活動が必要なのではないか。目的と手段に乖離があるように思う。本当に今の視察旅行費補助がこの補助金の目的に一番適した手段なのか、確認が必要。
他事業への横展開							

個別論点	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
	公益性	視察する事が認定農業者相互の連携、効率的な農業に繋がっているのか分かりにくい。どういった成果に繋がったのかの報告書の提出が必要。	コロナ禍の影響を受け、現地視察を中止せざるを得なかったが、視察研修をおこなった際は、必ず参加者から報告書の提出を実施している。また、参加した際は他県並びに他分野の農業を営んでいる参加者等とも交流を持ち、認定農業者相互の連携、効率的な農業に繋がっている。その成果を報告書に纏めるように会員に周知する。	令和5年度末
	公平性・透明性	旅行に対して補助金を出すのであれば、誰がどんな内容の研修をどれだけ受けたのか旅程表等を把握しておく必要がある。これを作らないと補助金を出さないという運用にし、エビデンスを残すべき。	視察研修については、事前に視察内容を周知しており、研修行程を把握している。その後、復命として視察内容を報告会などで発表するなど検討したい。	令和5年度末
	今後の方向性	補助金は団体の財源だけでは賄えないものに対して交付することを徹底し、繰越財源があったとしても会費の徴収がない場合は交付しない運用にすべき。	昨年度は、計画した活動が全て中止となり、補助金は返金している。また、会費についても返金するべきであった。今後、昨年度のような不測の事態が発生した場合には、対応を検討する。	令和5年度末
	今後の方向性	事務局や通帳を市が持つというのは問題。団体で運用することを徹底し、これができない団体に補助金を交付するべきではない。	理事会や会員で今後の事務局体制を協議していく。	令和7年度末
	今後の方向性	目的と手段に乖離があるように思うので、本当に今の旅行費補助がこの補助金の目的に一番適した手段なのか検討していただきたい。	認定農業者相互の連携や効率的な農業を行うことで、他県の農業者や認定農業者相互の連携などで、視察研修は有意義であるが、新規就農者との交流など、補助金の目的について検討する。	令和7年度末
本事業に関する今後の部局方針		継続		
上記理由		認定農業者同士の横のつながりを作る上で本協議会の役割は大きいと考えている。情報交換を行い、効率的な農業経営にも貢献している。		

①

諮問時の視点	●事務局を市が担っており、その体制の協議が令和7年度末までと示されている期間が妥当か。移行までの期間とすべきか。 ●研修会の回数が成果指標となっているなか、研修費用を市が補助することが「認定農業者相互の連携と効率的かつ安定的な農業経営体の育成」という目的に繋がっていると言えるのか。新たな成果指標を定めたくうえで、効果検証期間を定め、効果が出ないのであれば、廃止を含めて検討するべきではないか。
--------	--

②

行政事務事業評価審査委員会	審査結果	
	上記審査結果に対して付される意見	
行政事務事業評価審査委員会	その他審査時の主な意見	